

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域生活支援事業実施事業所の体制強化補助金
補助事業等の目標	地域生活支援事業実施事業所において、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止対策に伴って生じる課題に対応し、体制を強化するための経費を補助することにより、利用者の安全及び安心の確保を図る。
補助事業等の対象者	感染症の感染拡大防止対策を行った次の事業所等 (1) 地域活動支援センター又は日中一時支援事業所 (2) 訪問入浴事業所又は移動支援事業所
補助対象経費	補助対象事業者が利用者の受入れ又は事業の実施の体制を強化するために必要な人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金及び交付金
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、厚生労働大臣が定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を減じた額のいずれか低い額の10分の10以内</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国1/2、市1/2の負担で補助する事業であるため。</p>
補助事業等の評価	交付申請書、実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和3年3月25日
補助事業等の終了時期	<p>国が行う感染症対策に係る特別事業が終了するまで</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 国1/2、市1/2の負担で補助する事業であるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>厚生労働大臣が定める要綱に規定する補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金請求書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

令和 3年 3月25日 制定（令和 3年 3月25日 施行、令和 2年 4月 1日 適用）